

## 日本卸電力取引所の業務規程の変更認可について

### (趣旨)

スポット市場のエリア間値差によって、ベースロード市場における約定価格での受け渡しに難しい状況が生じていることを踏まえ、本年7月、ベースロード市場ガイドラインが改定され、閾値以上の値差について清算を行うこととされた。その上で、今般、資源エネルギー庁の審議会において、日本卸電力取引所の当年度の市場間値差収益におけるベースロード市場相当分にかかる清算の原資として充てることが整理されたところ。このため、日本卸電力取引所の業務規程の一部分をなす同取引規定において、当年度の市場間値差収益をベースロード市場におけるエリア間値差の清算の原資とすることを規定する必要がある。

併せて、同取引所の業務規程の一部分をなす同非化石価値取引規程について所用の整備を行う必要がある。

については、日本卸電力取引所の業務規程の変更認可について、審査基準に基づき、ご審議いただきたい。

### 主なポイント

#### ○ 日本卸電力取引所の業務規程変更認可申請に係る審査について

日本卸電力取引所は、経済産業大臣より卸電力取引所として指定を受けたことを受け、電気事業法第99条1項の規程により、同取引所の業務規程の変更を行う場合には、経済産業大臣の認可を取得することとされている。

ベースロード市場は、約定した電力量を、スポット市場を通して一定期間にわたり固定的な価格で受渡しを行う市場として、2019年度に開始された。しかし、近年スポット市場の地域間分断値差が拡大した影響により、ベースロード市場での約定価格とスポット市場を通じた実際の取引価格との間に大きな差が生じている。これは市場参加者の経営にも影響を与えかねないため、令和4年3月から同年10月にかけて総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会において議論が行われた。この結果、ベースロード市場ガイドラインを改定して2025年度までの時限的な措置として閾値（ベースロード市場ガイドラインに基づき5%）以上の値差による損益については補填及び徴収する仕組みを構築することとした上で、日本卸電力取引所の当年度の市場間値差収益におけるベースロード市場相当分を値差清算の原資として充てることと整理された。

現在、日本卸電力取引所の業務規程において、市場間値差積立金については電気事業制度の今後の制度設計の方針に従い利用することを原則とする旨の規定がある一方で、当年度の市場間値差収益の扱いについては特段の定めがないことから、上記の方針に伴い、当年度の市場間値差収益におけるベースロード市場相当分を値差清算の原資とすることを規定するため、同取引所の業務規程の一部分をなす同取引規程を変更する必要がある。

40 また、日本卸電力取引所非化石価値取引規程において、参照している法律につい  
41 て法律番号を追記する整備を行うため、日本卸電力取引所の業務規程の一部分をな  
42 す同非化石価値取引規程を変更する必要がある。

43 このため、令和4年12月15日付で日本卸電力取引所から経済産業大臣に対して  
44 業務規程変更認可申請が行われ、電気事業法第66条の11第1項第5号の規定に基  
45 づき、令和4年12月16日付けで経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会へ  
46 意見聴取が行われたところ。

47 当該業務規程の変更のうち、ベースロード取引値差清算業務に関する取引規程変  
48 更については、ベースロード市場ガイドラインとの整合性に鑑みて規定を変更する  
49 ものであり、また非化石価値取引規程の修正についても、内容の明確化のために形  
50 式を整えるものであるから、これらは変更後の日本卸電力取引所の業務規程は業務  
51 を適正かつ確実に実施する上で適当なものと考えられる（電気事業法施行規則第  
52 132条の7）。

53 審査結果を踏まえ、当委員会として経済産業大臣が本申請に係る認可をするこ  
54 とに異存がない旨、経済産業大臣に回答することとしたい。

55 ○電気事業法（関係部分のみ抜粋）

56

57 （委員会の意見の聴取）

58 第 66 条の 11 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

59

60 一～四（略）

61 五 第 10 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を第 27 条の 12 及び第 27 条の 12 の 13 に  
62 おいて準用する場合を含む。）、第 14 条第 2 項（第 27 条の 12 及び第 27 条の 12 の 13 におい  
63 てにおいて準用する場合を含む。）、第 18 条第 1 項若しくは第 2 項ただし書、第 22 条の 2 第 1  
64 項ただし書（第 27 条の 12 の 13 において準用する場合を含む。）第 27 条の 11 の 2 第 1 だ  
65 し書、第 28 条の 14 第 1 項、第 28 条の 41 第 3 項、第 28 条の 46 第 1 項、第 28 条の 49、第  
66 28 条の 52 第 1 項若しくは第 6 項、第 99 条第 1 項又は第 99 条の 3 第 1 項の認可をしよう  
67 するとき

68

69 （業務規程の認可）

70 第 99 条 卸電力取引所は、市場開設業務を行うときは、当該業務の開始前に、業務規程を作  
71 成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様  
72 とする。

73 2 経済産業大臣は、前項の認可をした業務規程が市場開設業務の公正かつ適確な実施上不適  
74 当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

75 3 業務規程に記載すべき事項及び第一項の認可の基準については、経済産業省令で定める。

76

77

78 ○電気事業法施行規則（関係部分のみ抜粋）

79

80 （業務規程の記載事項）

81 第 132 条の 6 法第 99 条第 3 項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

82 一 市場開設業務を行う時間及び休日(当該時間及び休日<sup>が翌日市場、一時間前市場、翌々日以</sup>  
83 <sup>降の特定の時間帯に受け渡される電気を対象として取引する市場その他卸電力取引所にお</sup>  
84 <sup>いて開設される市場ごとに異なる場合にあっては、当該市場ごとの時間及び休日</sup>)に関する  
85 事項

86 二 市場開設業務を行う事務所の所在地

87 三 売買取引を行うことができる者の資格及びその審査の方法に関する事項

88 四 卸電力取引市場の種類に関する事項

89 五 売買取引の方法(当該方法が翌日市場、一時間前市場、翌々日以降の特定の時間帯に受け渡  
90 される電気を対象として取引する市場その他卸電力取引所において開設される市場ごとに  
91 異なる場合にあっては、当該市場ごとの方法)に関する事項

92 六 売買取引の決済に関する事項

93 七 売買取引の手数料に関する事項

94 八 債務の履行を担保するために預託する金銭を徴収する場合には、当該金銭の徴収及びその  
95 管理の方法に関する事項

96 八の二 翌日市場において地域ごとに取引価格を算定する方法に関する事項

97 九 翌日市場における地域間の売買取引の決済に係る収入及びその決済に要する費用の管理  
98 に関する事項

99 十 売買取引において、不正な行為が行われ、又は不当な価格が形成されている場合における  
100 当該売買取引の制限その他の売買取引の公正を確保するために必要な措置に関する事項

101 十一 市場開設業務の実施体制に関する事項

102 十二 卸電力取引市場の監視の方法に関する事項

103 十三 取引参加者に対する処分に関する事項

104 十四 売買取引の実施方法に関する取引参加者からの助言又は意見の聴取に関する事項

105 十五 前各号に掲げるもののほか、市場開設業務の実施に関し必要な事項

106

107 (業務規程の認可の基準)

108 第132条の7 法第99条第3項の認可の基準は、法第98条第1項第1号及び第2号に掲  
109 げる業務を適正かつ確実に実施する上で適当なものであることとする。

110

111

112 ○電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（関係部分のみ抜粋）

113

114 (63) 第99条第1項の規定による卸電力取引所の業務規程の認可及び変更の認可

115 第99条第1項の規定による卸電力取引所の業務規程の認可及び変更の認可に係る審査基

116 準については、業務規程が、次のとおり定められ、かつ、その内容が同条第3項に基づき施行

117 規則第132条の7に適合することとする。

118

119 ① 施行規則第132条の6第1号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準  
120 に適合していること。

121 イ 翌日市場及び一時間前市場のうち、少なくとも入札受付及び約定処理については、原則  
122 として年間を通じて全ての時間帯で業務を実施すること。

123 ロ イに規定する業務以外の市場開設業務を行う時間及び休日について規定していること。

124 ハ 市場開設業務について臨時休業を行う場合には、その基準を示していること。

125 ② 施行規則第132条の6第2号に掲げる事項として、少なくとも市場開設業務を行う事務  
126 所の所在地が規定されていること。

127 ③ 施行規則第132条の6第3号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準  
128 に適合していること。

129 イ 資力信用を有するなどの一定の客観的要件を満たす場合には、次に掲げる場合も含め、  
130 原則として全ての電気事業者の参加を認めていること。

131 (i) 発電事業者が卸売を行うために卸電力取引所で電力を購入する場合

132 (ii) 小売電気事業者が余剰電力を卸電力取引所で売却する場合

133 ロ 電気事業者以外の者について、資力信用を有するなど一定の客観的要件を満たす場合に  
134 は、少なくとも次に掲げる者について参加を認めていること。

135 (i) 発電設備の維持及び運用を行っている者

136 (ii) 小規模な電気事業者などから委託を受けて取引を行う者

137 ハ 少なくとも次に掲げる者について、客観的要件により排除していること。

138 (i) 純資産額が乏しいことその他の理由により、資力が無いと認められる者

139 (ii) 破産者で復権を得ないこと、関係法令への重大な違反を行ったこと、役員に暴力団員  
140 等が存在すること、暴力団員等が事業活動を支配していることその他の理由により、  
141 信用がないと認められる者

142 ニ 取引参加資格の判断に際して、恣意性を排除した審査を行う仕組みが確保されているこ  
143 と。

144 ④ 施行規則第132条の6第4号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準  
145 に適合していること。

146 イ 少なくとも次に掲げる市場を開設する旨を定めていること。

147 (i) 翌日市場

148 (ii) 一時間前市場

149 (iii) 翌々日以降の特定の時間帯に受け渡される電気を対象として取引する市場

150 ロ 翌日市場については、実需給の前日に取引が可能であること。

151 ハ 一時間前市場については、年間を通じて、翌日市場の閉鎖後の特定時点から実需給の1  
152 時間前時点までの間に取引が可能であること。

153 ⑤ 施行規則第132条の6第5号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準  
154 に適合していること。

- 155 イ 売買取引の方法として、少なくとも次に掲げる内容を定めていること。
- 156 (i) 買い及び売りの注文方法
- 157 (ii) 約定方法 (連系線の容量に制約がある場合の取扱いを含む。)
- 158 (iii) 約定結果の通知方法
- 159 (iv) 電気の受渡しの方法、受渡しに必要な費用の分担方法及びその計量方法
- 160 (v) 売買代金の支払方法、支払時期及び支払に必要な費用の分担方法
- 161 (vi) 売買代金の支払が不履行となった場合の取扱い
- 162 (vii) 災害発生時等、通常の売買取引が困難な場合の取扱い
- 163 ロ 翌日市場及び一時間前市場について、次に掲げる約定方法を用いていること。
- 164 (i) 翌日市場 ブラインドシングルプライスオークション
- 165 (ii) 一時間前市場 随時取引が可能な取引方法 (ザラバ取引)
- 166 ハ 卸電力取引所で約定された電力は、一般送配電事業者が管理する送配電網を通じて受け
- 167 渡されること。
- 168 ニ 翌日市場及び一時間前市場については、取引の約定条件として、広域的運営推進機関に
- 169 対して送電可否判定を依頼し、連系線の送電確認を行うこととしていること。
- 170 ホ 受渡しに関して定めている事項が、広域的運営推進機関が定める関係規程や一般送配電
- 171 事業者が定める託送供給等約款の内容と整合していること。
- 172 ⑥ 施行規則第132条の6第6号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準
- 173 に適合していること。
- 174 イ 決済対象及び決済日が明記されていること。
- 175 ロ 翌日市場及び一時間前市場については、取引参加者の間で直接資金決済を行うのではな
- 176 く、卸電力取引所が取引参加者間の売買取引を整理 (ネットィング処理) した上で、売買
- 177 代金を求償することとしていること。
- 178 ⑦ 施行規則第132条の6第7号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準
- 179 に適合していること。
- 180 イ 取引参加者から売買手数料や会費等を徴収する場合には、金額の定め方及びその徴収方
- 181 法について明確な定めが置かれていること。
- 182 ロ 徴収する金額の定め方及びその徴収方法が特定の者を有利に扱い、又は不利に扱うもの
- 183 となっていないこと。
- 184 ⑧ 施行規則第132条の6第8号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準
- 185 に適合していること。
- 186 イ 翌日市場及び一時間前市場については、代金支払が不履行となった場合に備えて、清算
- 187 預託金を預かる制度が採用されていること。
- 188 ロ 取引参加者から清算預託金を徴収する場合には、少なくとも次に掲げる内容を定めてい
- 189 ること。
- 190 (i) 清算預託金の算定方法
- 191 (ii) 清算預託金の徴収方法
- 192 (iii) 清算預託金の保全の方法及び運用益の取扱い
- 193 (iv) 清算預託金の払い戻し方法
- 194 ハ 清算預託金の必要額が市場の流動性の確保を妨げるものとなっていないこと。
- 195 ⑨ 施行規則第132条の6第8号の2に掲げる事項として、少なくとも翌日市場において地
- 196 域ごとに取引価格を算定する方法について定められていること。
- 197 ⑩ 施行規則第132条の6第9号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準
- 198 に適合していること。
- 199 イ 翌日市場における地域間の売買取引の決済に係る収入及びその決済に要する費用につい
- 200 て、卸電力取引所の資産から実質的に区別して管理されていること。
- 201 ロ 翌日市場における地域間の売買取引の決済に係る収入からその決済に要する費用を控除
- 202 した金額の納付について定められていること。
- 203 ⑪ 施行規則第132条の6第10号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基

204 準に適合していること。

205 イ いかなる行為が不正な取引に該当するかを定め、取引参加者に対するルールにおいて、

206 これを明示的に禁止していること。

207 ロ 不正な取引として、少なくとも次の項目を定めていること。

208 (i) 電気の実物取引を目的としない取引をすること

209 (ii) 仮装の取引をする、又は偽って自己の名を用いないで取引をすること

210 (iii) 他者と通謀の上、当該他者との取引を成立させることを意図した取引の申込みをする

211 こと

212 (iv) 単独で又は他人と共同して、取引が繁盛であると誤解させるような取引や相場を変動

213 させるような取引をすること

214 (v) 市場相場が自己や他人の操作によって変動する旨を流布すること

215 (vi) インバランス料金を変動させることを目的に、約定を見込まない取引を行うこと

216 (vii) 相対取引や電力先物市場など卸電力取引所外の電力に関連した取引において利益を得

217 る目的で、卸電力取引所の市場の相場を変動させるような取引を行うこと

218 (viii) 公表前の発電所の事故情報など、卸電力取引所の価格形成に影響に及ぼすインサイダ

219 ー情報に基づく取引を行うこと

220 ハ いかなる場合に不当な価格形成に該当する可能性があるかについて定めていること。また、不当な価格形成に該当する可能性がある場合として、少なくとも次の項目を定めてい

221 ること。

222 (i) 市場における需給関係では正当化できない水準の価格が形成されている場合

223 (ii) 一般的な発電原価から上方又は下方に著しく乖離した市場価格が形成されている場合

224 ニ 不正な取引を防止するため、取引参加者に対するルールの周知や教育を行うこととして

225 いること。

226

227 ⑫ 施行規則第132条の6第11号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基

228 準に適合していること。

229 イ 市場開設業務を実施するに足りる十分な組織体制が整備されていること。

230 ロ 職員の監視体制が整備されていること。

231 ハ 売買取引の数量の拡大及び適正な価格形成を図るための企画、調査及び提言を行う体制

232 が整備されていること。

233 ⑬ 施行規則第132条の6第12号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基

234 準に適合していること。

235 イ 卸電力取引市場の監視を行う体制が整備されていること。特に、第三者委員会における

236 審議や処分に対する不服申立制度が整備されていることなど、卸電力市場の監視結果につ

237 いての判断や処分が公正・中立になされることを担保する仕組みを有していること。

238 ロ 取引参加者の行為が、不当な行為及び不当な価格形成に該当するおそれがある場合には、

239 必要に応じて、取引参加者に対する調査を行うこととされていること。

240 ハ 不当な行為及び不当な価格形成に該当すると認めたときは、業務規程その他の取引関連

241 規定に基づき、取引参加者に対して必要な処分を行うこととされていること。

242 ニ ハの措置を講じたときは、速やかにその旨を資源エネルギー庁及び電力・ガス取引監視

243 等委員会へ報告することとしていること。

244 ⑭ 施行規則第132条の6第13号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基

245 準に適合していること。

246 イ 取引参加者が関係法令、業務規程その他卸電力取引所が定める規定に違反する行為を行

247 った場合の処分内容が具体的に明記されていること。

248 ロ 卸電力取引所が実施する調査に対する取引参加者の協力に関する記載を設けていること。

249 また、当該調査に対する協力が得られなかった場合の措置について定められていること。

250 ⑮ 施行規則第132条の6第14号に掲げる事項として、少なくとも取引参加者が利用しや

251 すい市場運営が行われるように、取引ルールや取引制度の変更について、取引参加者の意見を

252 聴き、必要に応じて反映させる仕組みを有していること。

253

業務規程変更認可申請書

令和4年12月15日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

申請者の住所 東京都港区芝浦一丁目7番14号  
申請者の名称 一般社団法人日本卸電力取引所  
代表者の氏名 理事長 金本良嗣



電気事業法第99条第1項後段の規定により、下記のとおり業務規程の変更の認可を受けたいので申請します。

記

1. 変更の内容  
取引規程、非化石価値取引規程の改定
2. 変更の理由
  - ・ 「ベースロード市場ガイドライン」の改定による「ベースロード市場におけるエリア間値差の清算」を受けて、取引規程を改定する。
  - ・ 法律番号の明記等の所要の整備を行う。

以上

# 経済産業省

20221215資第3号  
令和4年12月16日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

卸電力取引所の業務規程の変更の認可について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第5号の規定により、別添の申請に係る同法第99条第1項の規定による卸電力取引所の業務規程の変更の認可について、貴委員会の意見を求めます。

経 済 産 業 省

2022●●●●電委第●号

令和4年12月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

卸電力取引所の業務規程の変更の認可について（回答）

令和4年12月16日付け20221215資第3号により、貴職から当委員会に意見を求められた卸電力取引所の業務規程の変更の認可については、認可することに異存はありません。

一般社団法人日本卸電力取引所 取引規程 新旧対照表

新	旧
<p>附則</p>	<p>附則</p>
<p>第1条 (削除)</p>	<p>第1条 平成28年2月18日の全面改定は、翌日取引および時間前取引については平成28年4月1日受け渡し分から適用する。他の事項は平成28年4月1日より適用する。</p>
<p>第2条 (削除)</p>	<p>第2条 第2条 平成28年2月18日の全面改定による先渡定型取引の廃止は、平成28年3月30日を最終取引日とする。</p>
<p>第3条 (削除)</p>	<p>第3条 第3条 前条の適用前に成立した取引は、平成28年2月18日の全面改定前の規定に従うものとする。</p>
<p>第4条 (削除)</p>	<p>第4条 翌日取引における買いのブロック入札の提供開始時期は別に取引会員等に通知する。</p>
<p>第5条 <u>本取引所は、第4節に規定する業務のほか、この規程の改定の日における受渡分から令和8年3月31日受渡分までに限り、経済産業省資源エネルギー庁「ベースロード市場ガイドライン」2(6)「ベースロード市場におけるエリア間値差の清算」の規定に従い、別紙「ベースロード市場 値差の補填・徴収の考え方」のとおり、ベースロード市場の売り手または買い手に対しベースロード市場での約定価格と清算価格の値差の補填または徴収を行う。</u></p> <p><u>2. 前項の補填する額または徴収した額は、第19条の市場間約定代金差額に算入する。</u></p>	<p>(新設)</p>

一般社団法人日本卸電力取引所 非化石価値取引規程 新旧対照表

新	旧
<p>第9条 本取引所が仲介を行う本取引は、<u>電気事業法(昭和39年法律第170号)第28条の4</u>に規定する広域的運営推進機関(以下「推進機関」という。)と取引参加者間または取引参加者相互間に成立するものとする。また、取引の当事者となる取引参加者に対して、相手方当事者は匿名とされ、取引の対象となる非化石証書の受け渡し、対価の授受およびその他取引の実施に関する事項については本取引所が当該取引の当事者間の仲介を行う。</p> <p>第14条 取引参加者は、前条に定める入札受付時間内に、非化石価値取引システムに売買の別、希望する価格および量を指定して入力することにより入札を行うものとする。</p> <p>2. ～3. (略)</p> <p>4. 本取引所は、推進機関が認定した再生可能エネルギー電気の量(<u>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第9条第4項の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて発電された再生可能エネルギー電気の量(同法第15条の3の規定により決定した調整交付金の額の算定の基礎となるものに限る。)</u>をいう。)を推進機関より書面又は電子メールにて通知を受けた当該再生可能エネルギー電気の量の全量に相当する非化石証書を売り可能量として、非化石価値取引システムに入札する。</p> <p>5. ～6. (略)</p>	<p>第9条 本取引所が仲介を行う本取引は、電気事業法第28条の4に規定する広域的運営推進機関(以下「推進機関」という。)と取引参加者間または取引参加者相互間に成立するものとする。また、取引の当事者となる取引参加者に対して、相手方当事者は匿名とされ、取引の対象となる非化石証書の受け渡し、対価の授受およびその他取引の実施に関する事項については本取引所が当該取引の当事者間の仲介を行う。</p> <p>第14条 取引参加者は、前条に定める入札受付時間内に、非化石価値取引システムに売買の別、希望する価格および量を指定して入力することにより入札を行うものとする。</p> <p>2. ～3. (略)</p> <p>4. 本取引所は、推進機関が認定した再生可能エネルギー電気の量(再エネ特措法第9条第4項の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて発電された再生可能エネルギー電気の量をいう。(同法第15条の3の規定により決定した調整交付金の額の算定の基礎となるものに限る。))を推進機関より書面又は電子メールにて通知を受けた当該再生可能エネルギー電気の量の全量に相当する非化石証書を売り可能量として、非化石価値取引システムに入札する。</p> <p>5. ～6. (略)</p>

一般社団法人日本卸電力取引所取引規程別紙  
「ベースロード市場 値差の補填・徴収の考え方」

●年●月●日

一般社団法人日本卸電力取引所

## 1. 値差の補填及び徴収について

### (1) 補填額及び徴収額の考え方

値差の補填及び徴収条件並びに値差の補填額及び徴収額を以下のとおり算出し、「(2)補填原資の考え方」で算出する原資の範囲で補填する。補填及び徴収は、エリアごとの取引を対象として、年度単位で算出する。ただし、2022年度受渡し分においては、2022年7月21日から2023年3月31日の取引の補填のみ対象となる。補填及び徴収額は以下のとおりとする。

(ア)以下の算出値が正の場合、算出値に期間取引量を乗じた額を補填する。

$$\text{対象価格}^{\ast} \times (1 - \text{閾値}) -$$

$$(\text{BL 約定価格} + \text{期間平均エリアプライス} - \text{期間平均基準エリアプライス})$$

(イ)以下の算出値が正の場合、算出値に期間取引量を乗じた額を徴収する。

$$(\text{BL 約定価格} + \text{期間平均エリアプライス} - \text{期間平均基準エリアプライス}) - \text{対象価格}^{\ast} \times (1 + \text{閾値})$$

※対象価格：売手事業者＝注文価格、買手事業者＝約定価格

### (2) 補填原資の考え方

値差補填の原資は以下の(ア)(イ)のいずれか小さい方の額に(1)の徴収額を加えた額とする。

(ア) 各エリアの以下の合計額

$$\Sigma (\text{期間平均} \bullet \text{エリアプライス} \times (\bullet \text{エリア BL 買い約定量} - \bullet \text{エリア BL 売り約定量}))$$

Σ：北海道エリアから九州エリアまでの積算

(イ) 取引規程第 19 条に定める市場間約定代金差額（値差の補填分を控除する前の額）。ただし、2022年7月21日から●年●月(●-1)日受渡し分については、総合資源エネルギー調査会第65回制度検討作業部会（2022年5月25日）資料3及び同部会第七次中間とりまとめ（2022年7月14日）の内容に従い、一般社団法人日本卸電力取引所が強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和2年法律第49号）第1条の規定による電気事業法の改正の施行（令和3年4月1日）前に発生した値差を積み立てている「市場間値差積立金」。

- 具体的な規程の変更内容は以下のとおり。

## <取引規程>

### 附則

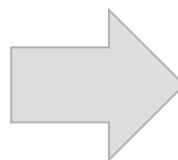
第1条 平成28年2月18日の全面改定は、翌日取引および時間前取引については平成28年4月1日受け渡し分から適用する。

他の事項は平成28年4月1日より適用する。

第2条 平成28年2月18日の全面改定による先渡定型取引の廃止は、平成28年3月30日を最終取引日とする。

第3条 前条の適用前に成立した取引は、平成28年2月18日の全面改定前の規定に従うものとする。

第4条 翌日取引における買いのブロック入札の提供開始時期は別取引会員等に通知する。



### 附則

第1条 (削除)

第2条 (削除)

第3条 (削除)

第4条 (削除)

第5条 本取引所は、第4節に規定する業務のほか、この規程の改定の日における受渡分から令和8年3月31日受渡分までに限り、経済産業省資源エネルギー庁「ベースロード市場ガイドライン」2（6）「ベースロード市場におけるエリア間値差の清算」の規定に従い、別紙「ベースロード市場 値差の補填・徴収の考え方」とおり、ベースロード市場の売り手または買い手に対しベースロード市場での約定価格と清算価格の値差の補填または徴収を行う。

2. 前項の補填する額または徴収した額は、第19条の市場間約定代金差額に算入する。

## (参考) <取引規程>

### (市場間約定代金差額)

第19条 市場分断処理を行った結果、分断後のそれぞれのエリアにおける約定価格の差によって生じた、買い約定量と約定価格の積の合計と売り約定量と約定価格の積の合計の差から第24条の2の経過措置給付金のうち交付分を控除、徴収分を加算し、第89条の間接送電権の売買代金のうち交付分を控除、徴収分を加算した値を市場間約定代金差額という。

2. 市場間約定代金差額は、本取引所の収入とする。

### (決済対象)

第106条 本取引所は、次の各号の請求額または支払額をその期日毎に合算し、合算の額を本取引所が支払う場合は、取引会員等の指定する金融機関口座への口座振込により支払う。合算の額を本取引所が徴収する場合は、本取引所の指定する金融機関の取引会員等の口座から口座振替（口座引落）により徴収する。

(1)～(5)略

(6) 第59条に規定するベースロード取引の売買代金（第57条第8項の調整額を含む。）

(7) 第60条に規定するベースロード取引の売買手数料

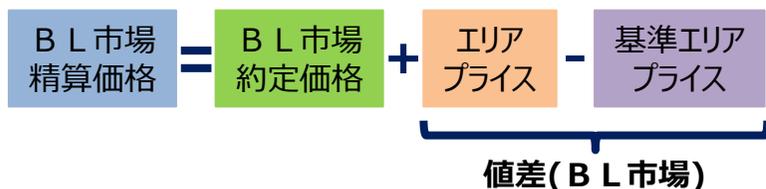
(8)～(13)

(14) その他本取引所が徴収または交付する金員

# 第63回制度検討作業部会における分断値差に関する論点提起

- B L市場設計以降**エリア間値差が拡大**し、エリアによってはBL市場での約定価格と約定した電気の清算価格に差が生じ、**BL市場約定価格での受渡しが困難になりつつある**ことをお示した。
- スポット市場を介するため、従来からエリア間値差は存在していたものの、近年、**売手事業者は費用を適切に回収できないリスク**が、**買手事業者はBL市場約定価格での購入ができないリスク**が拡大している状況。
- **BL市場は固定的な価格での受渡しができることが望ましいもの**であり、価格変動リスクに備えるためのヘッジ手段でもある。こうした視点も踏まえて、**BL市場の市場範囲や清算方法の在り方について見直しの必要性を提起した。**

## < B L市場の清算の仕組み > ※



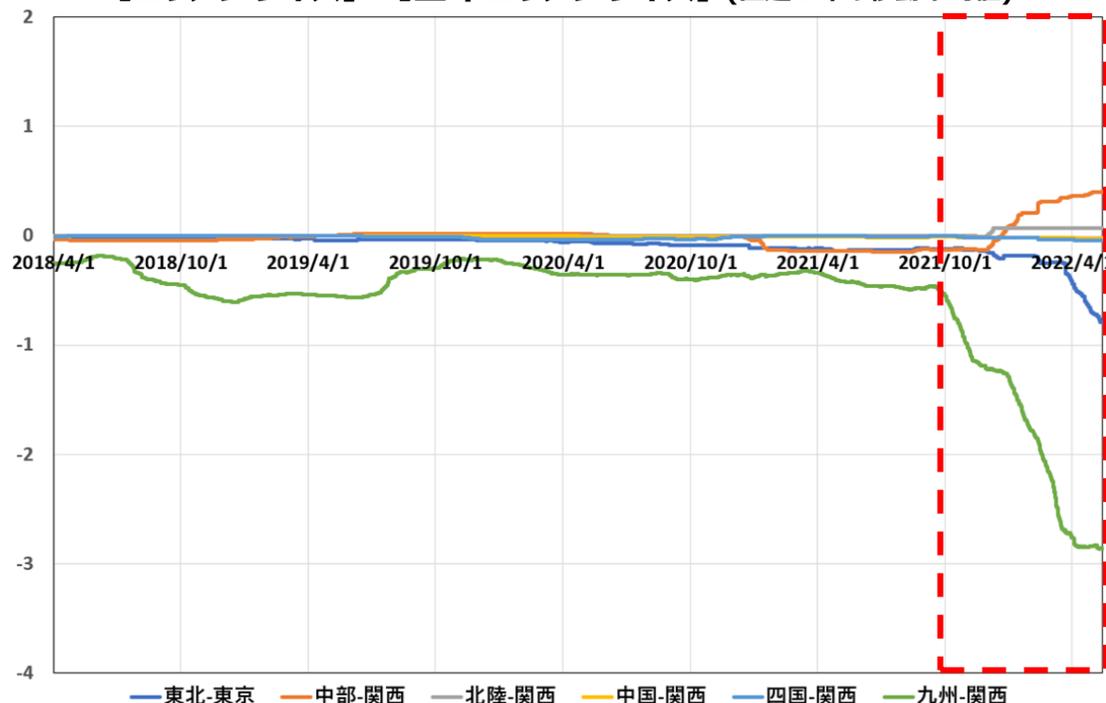
### < 基準エリアプライス(現時点) >

- 北海道市場・・・北海道エリアプライス
- 東日本市場・・・東京エリアプライス
- 西日本市場・・・関西エリアプライス

### < 市場毎のエリア分類 >

- 北海道市場・・・北海道
- 東日本市場・・・東京、東北
- 西日本市場・・・中部、関西、北陸、中国、四国、九州

## 【エリアプライス】-【基準エリアプライス】(直近1年の移動平均値)

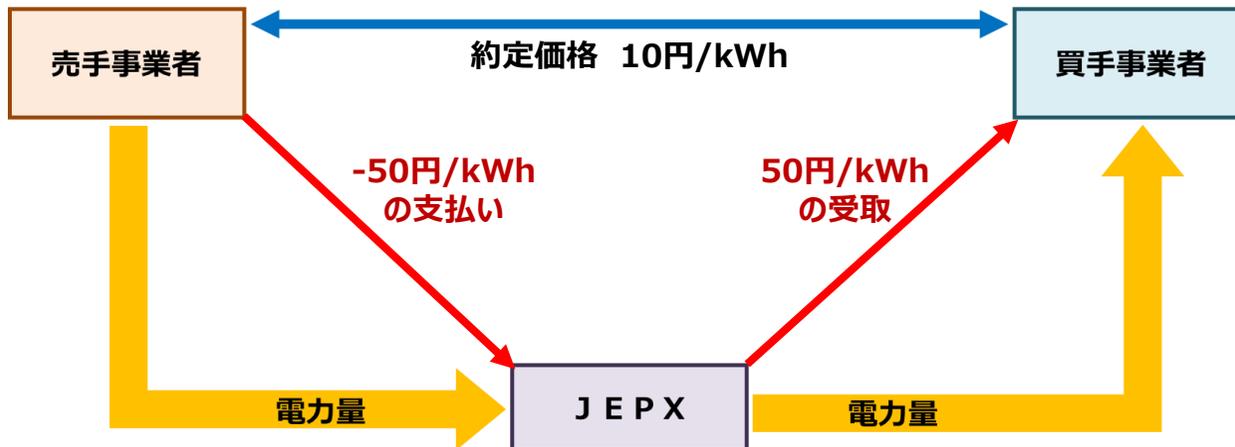


# (参考) B L 市場清算価格がマイナスとなる事例

- 事業者のエリアのエリアプライスが市場範囲の基準エリアプライスを大きく下回り、値差が B L 市場約定価格以上となる場合、B L 市場清算価格はマイナスとなる。
- その際、売手事業者は B L 市場にて約定した量の電力を販売したうえで B L 市場清算価格を支払うこととなる。また、買手事業者は B L 市場に約定した量の電力を購入したうえで B L 市場清算額を受領することとなる。

## < B L 市場における分断値差により清算価格がマイナスとなる例 >

$$\begin{array}{c}
 \text{-50円/kWh} \quad 10\text{円/kWh} \quad \quad \quad \text{-60円/kWh} \\
 \text{B L 市場} \quad \text{B L 市場} \quad \text{エリア} \quad \text{基準エリア} \\
 \text{清算価格} = \text{約定価格} + \text{プライス} - \text{プライス}
 \end{array}$$



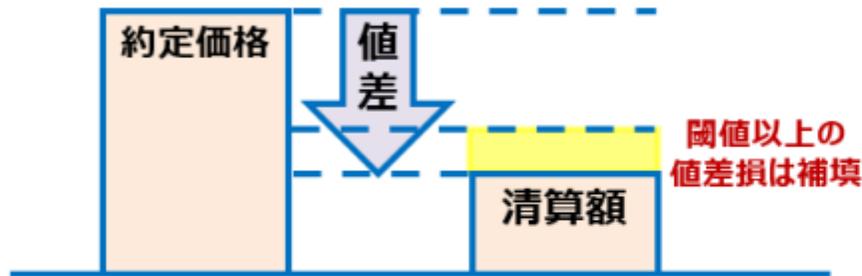
約定価格 10.00		
固定費 5.00		
可変費 5.00		
		値差 60.00
		売手側の支払 50.00

※ 今回の事例では、売手事業者・買手事業者ともに同一のエリアに属している場合を示している。売手事業者・買手事業者が別のエリアに所属している場合、B L 市場清算価格も各々別の清算価格となる。

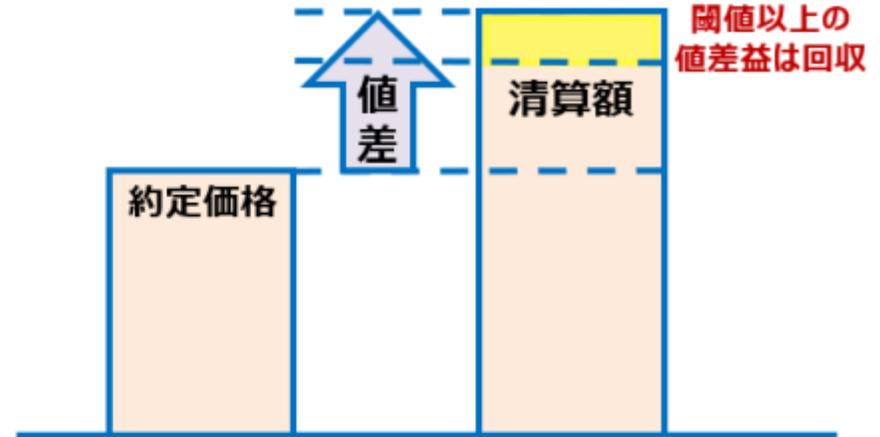
# (参考) 値差清算のイメージ (案)

(出所) 第67回制度検討作業部会  
(2022年6月22日) 資料3より抜粋

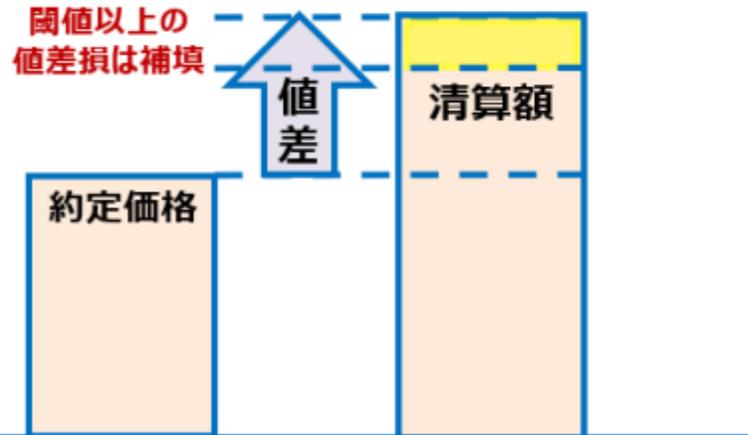
売手 値差損  
(約定価格 > 清算額となり、収入が減少)



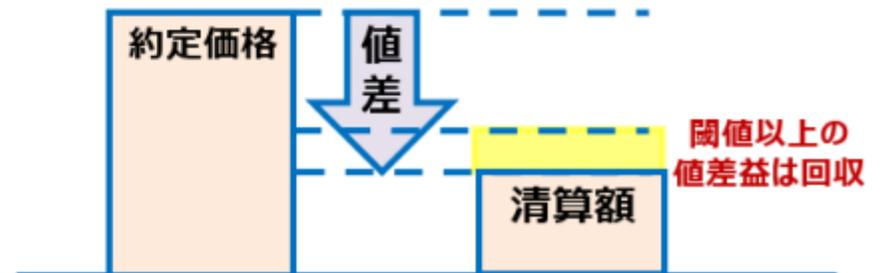
売手 値差益  
(約定価格 < 清算額となり、収入が増加)



買手 値差損  
(約定価格 < 清算額となり、費用が増加)



買手 値差益  
(約定価格 > 清算額となり、費用が減少)



# 2021年度における各エリアの事業者の清算価格(例)

第64制度検討作業部会  
(2022年4月25日) 資料3より抜粋

- 実際の約定価格(2020年度第3回オークション約定価格)と2021年度年間平均値差をもとに、各エリアに売手・買手事業者がいた場合の清算価格を算出すると以下の通り。最も値差が大きい**九州の売手事業者は約定価格を受け取れていない**一方、**九州の買手事業者は約定価格以下の支払**となっている状況。また、**2022年3月16日の地震の影響により東北⇔関東間の分断率が上昇、値差も拡大している**状況。

		2021年度受渡分 2020年度第3回約定価格	2021年度年間平均値差	各エリアに属する事業者の精算額		
西日本市場	九州	6.20	九州 - 関西 -2.76	九州	3.44	売手 約定価格以下で受取 買手 約定価格以下で支払
	中国	6.20	中国 - 関西 -0.02	中国	6.18	売手 約定価格以下で受取 買手 約定価格以下で支払
	四国	6.20	四国 - 関西 -0.04	四国	6.16	売手 約定価格以下で受取 買手 約定価格以下で支払
	関西	6.20	関西 - 関西 0	関西	6.20	売手 約定価格で受取 買手 約定価格で受取
	北陸	6.20	北陸 - 関西 +0.07	北陸	6.27	売手 約定価格以上で受取 買手 約定価格以上で支払
	中部	6.20	中部 - 関西 +0.36	中部	6.56	売手 約定価格以上で受取 買手 約定価格以上で支払
東日本市場	東京	7.40	東京 - 東京 0	東京	7.40	売手 約定価格で受取 買手 約定価格で受取
	東北	7.40	東北 - 東京 -0.41	東北	6.99	売手 約定価格以下で受取 買手 約定価格以下で支払

※2021年度に受渡しを行っている2020年度オークション約定分のうち、最も約定量の多かった2020年度第3回オークションを例として清算価格を算定。各エリアに売手事業者・買手事業者が各々存在した場合の清算価格を示しており、実際の約定事業者の分布状況等は反映していない。また、値差が発生しない北海道エリアについては示していない。

# 2022年度値差清算原資について（1 / 2）

第71制度検討作業部会  
(2022年10月31日) 資料3より抜粋

- 2022年度受渡し分の値差清算については、応急的な措置であったことから、強靱化法施行以前に発生した値差を積み立てていた「市場間値差積立金」を原資金とした。B L市場ガイドラインが改定された2022年7月21日以降の発生値差を対象とし、清算間隔は年単位としている。

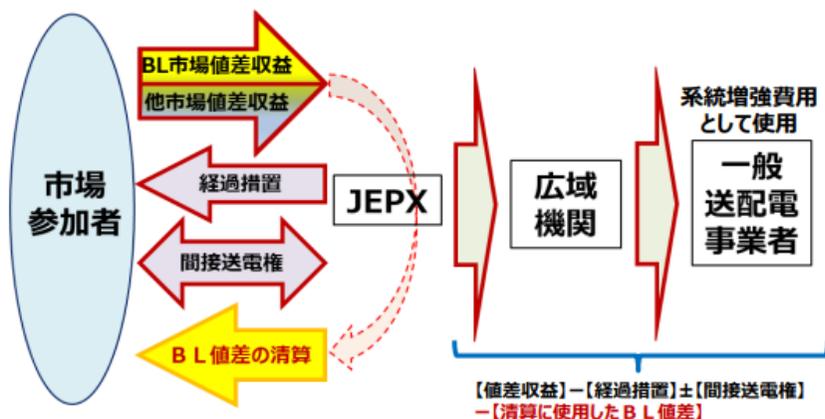
## 清算原資の基本的な考え方

第65制度検討作業部会  
(2022年5月25日) 資料3より抜粋

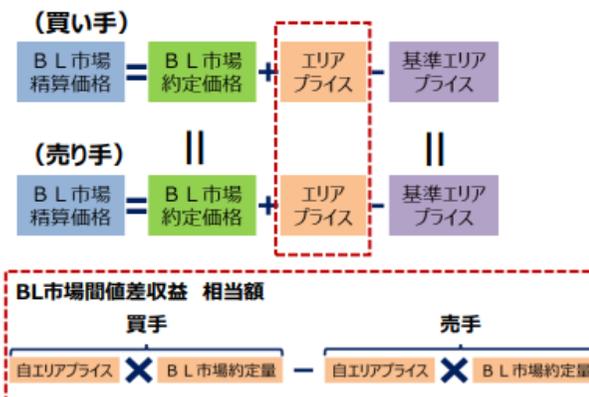
- 清算原資については、第64回制度検討作業部会において、スポット市場間値差収益全体からBL市場相当分を充てることとお示した。
- 原資となる市場間値差収益のBL市場相当分については、スポット市場値差収益と同様に、エリアプライス×BL約定量の売買の差分として算定することが考えられるのではないか。
- 一方で今後生ずる市場間値差については、強靱化法上、広域的推進機関に渡すことになっているが、BL市場分を切り分けて原資とするためには、取引と値差清算の関係を整理した上で、取引規程等の整備が必要。
- そのため、2022年度においては既に4月以降値差が発生しており、対応の方向性が決まり次第直ちに措置する必要があること、今回の措置は応急的なものであることから、JEPXが法改正以前に発生した値差※を積み立てている「市場間値差積立金」を原資としてはどうか。

※2016年度～2020年度の市場間約定代金差額に法人税相当額及び事務手数料相当額を控除した額

卸電力市場等にて発生した値差収益の流れ



(参考)値差収益におけるBL市場値差収益相当額  
自エリアプライス×BL約定量の売買差分



## 2022年度値差清算原資について (2 / 2)

- 2022年度のエリア間値差は議論当初と比較して大幅に拡大しており、エリアによっては8月の月平均値差が4月時点の平均値差の約6倍※となるなど、過去に例のない高水準となっている。

※九州エリアプライスと関西エリアプライス間の値差は、2022年4月は月平均1.95円/kWhであったが、8月は月11.67円/kWhにまで上昇している。

- そのような状況により、値差清算の対象となり得る金額は、すでに2022年度値差清算原資（市場間値差積立金）の半分を超過した。10月以降、値差はやや縮小傾向にあるが、エリア間値差が例年以上の水準で推移し続けた場合、年度末時点の値差清算額は清算原資を大幅に超過する可能性がある。
- 2022年度受渡し分の値差清算については、応急的な措置として過去の市場間値差積立金を清算原資としていたが、2023年度受渡し分については、受渡し開始までにJEPXの規程類等の必要な整備を行い、市場間値差収益のB L市場相当分を値差清算原資とするとしていたところ。
- 2022年度受渡し分の値差清算において、清算額が原資を超過する可能性があることを踏まえ、2023年度の値差清算に向けて行う予定だった規程類の整備等を早急に行ったうえで、2022年度の市場間値差収益におけるB L市場相当分も、2022年度値差清算原資として扱うこととしてはどうか。

# (参考)地域間値差積立金の扱いについて

第67回制度検討作業部会  
(2022年6月22日) 資料3より抜粋

- 持続可能な電力システム構築小委員会において、JEPXにおける値差収益を広域系統整備交付金の原資とするとされ、**強靱化法の施行後※1に生じたものが対象**とされた。また、法改正以前の値差収益についても同様に電力広域機関に納付する方向性が示されている。

※1 「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」(令和3年4月1日施行)

- 2021年度時点のJEPX地域間値差積立金は、JEPX業務規程において2016～2020年度の間が発生した市場間値差から法人税相当額及び事務手数料等を控除した額として区分整理しているもの。

## 広域系統整備交付金の原資

- 電力ネットワークの整備費用に充当するため、改正電気事業法に基づき、電力広域機関が一般送配電事業者に交付する**広域系統整備交付金は、日本卸電力取引所(JEPX)における値差収益※1を原資とする**(2019年度の値差収益は約70億円)。
- 法律上、JEPXから電力広域機関に納付する値差収益は、**改正法の施行後に生じたもののみが対象**。しかし、値差収益の扱いについて、JEPXの業務規程は以下のとおり規定していることから、**当該業務規程が策定された後に生じた値差収益については、改正法施行後に生じた値差収益と同様、電力広域機関に納付することとしてはどうか**。
  - ①他の資産と区分して管理すること
  - ②JEPXが値差収益を利用する場合には、経済産業省の事前了承を得ること
  - ③電気事業制度の今後の制度設計の方針に従い利用することを原則とすること



※1: 値差収益は経過措置給付金や間接送電権の収支を加味した上で収益を指す。

※2: JEPXは、電気事業法上の指定法人とされた2016年度以降、業務規程に基づき、前年度までに発生した値差から法人税相当額及び事務手数料相当額を控除した額を「市場間値差積立金」として区分整理している(2018年度末時点で約77億円)。

14

(出所) 第6回持続可能な電力システム構築小委員会(2020年9月) 資料4より抜粋

## (参考)一般社団法人日本卸電力取引所 業務規程

### (市場間値差の管理)

第10条 翌日取引の売買の合わせの処理において、連系線の送電可能量の制約による市場分断処理を行った場合、分断した市場間で約定価格の差が生じ、その価格差に当該連系線の利用量を乗じて得られる額として、一般社団法人日本卸電力取引所取引規程に定めるところにより算定した額が、本法人の収入となる。これを市場間約定代金差額という。

(中略)

4. 第1項の市場間約定代金差額が令和3年3月31日以前に生じたものであるときは、当該市場間約定代金差額は、年度毎に積み上げ、当該額から法人税相当額および本法人が別に定め公開する事務手数料相当額を控除した額を、本法人の貸借対照表資本の部の「市場間値差積立金」の項目に計上するものとする。
5. 第4項の市場間約定代金差額および「**市場間値差積立金**」については、**電気事業制度の今後の制度設計の方針に従い利用することを原則とする**。

## (参考) ベースロード市場ガイドライン

### (6) ベースロード市場におけるエリア間値差の清算

ベースロード市場は固定的な価格で電気の受け渡しを行うものであるが、前日スポット市場の値差が拡大し、約定価格での受け渡しが難しい状況が生じていることを踏まえ、閾値以上の値差について清算を行うこととする。全エリア共通の閾値を5%とし、売手事業者は供出価格に、買手事業者は約定価格に閾値を適用する。約定価格に年間約定量を乗じた額と年間の取引総額に閾値以上の差が生じた場合、閾値以上の差について、年単位で清算する。2022年度においては値差の清算は応急的な措置であることから、値差損となる事業者のみを対象とするが、売手・買手双方の損益の観点から、中長期的な視点で引き続き議論を行い、制度の見直しを行っていくこととする。

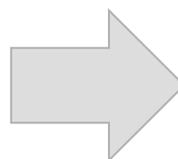
# 業務規程（非化石価値取引規程）の主な変更点について

- 具体的な規程の変更内容は以下のとおり。

## <非化石価値取引規程>

### 第9条

本取引所が仲介を行う本取引は、電気事業法第28条の4に規定する広域的運営推進機関（以下「推進機関」という。）と取引参加者間または取引参加者相互間に成立するものとする。また、取引の当事者となる取引参加者に対して、相手方当事者は匿名とされ、取引の対象となる非化石証書の受け渡し、対価の授受およびその他取引の実施に関する事項については本取引所が当該取引の当事者間の仲介を行う。

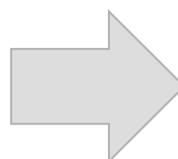


### 第9条

本取引所が仲介を行う本取引は、電気事業法（**昭和39年法律第170号**）第28条の4に規定する広域的運営推進機関（以下「推進機関」という。）と取引参加者間または取引参加者相互間に成立するものとする。また、取引の当事者となる取引参加者に対して、相手方当事者は匿名とされ、取引の対象となる非化石証書の受け渡し、対価の授受およびその他取引の実施に関する事項については本取引所が当該取引の当事者間の仲介を行う。

### 第14条

4. 本取引所は、推進機関が認定した再生可能エネルギー電気の量（再エネ特措法第9条第4項の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて発電された**再生可能エネルギー電気の量をいう。（同法第15条の3の規定により決定した調整交付金の額の算定の基礎となるものに限る。）**）を推進機関より書面又は電子メールにて通知を受けた当該再生可能エネルギー電気の量の全量に相当する非化石証書を売り可能量として、非化石価値取引システムに入札する。



### 第14条

4. 本取引所は、推進機関が認定した再生可能エネルギー電気の量（**再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第4項の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて発電された再生可能エネルギー電気の量（同法第15条の3の規定により決定した調整交付金の額の算定の基礎となるものに限る。）をいう。**）を推進機関より書面又は電子メールにて通知を受けた当該再生可能エネルギー電気の量の全量に相当する非化石証書を売り可能量として、非化石価値取引システムに入札する。

# 審査基準への適合性について

- 今般の業務規程の改正は、**過大な値差の発生した場合における閾値以上の値差損益の清算について、日本卸電力取引所の当年度の市場間値差収益におけるベースロード市場相当分を原資として充てることが整理されたこと、及び、同非化石価値取引規程において参照している法律について法律番号を追記する旨の整備**に伴うもの。
- 上記の改正については、電気事業法施行規則第132条の7において規定される**業務規程の認可基準**である、**卸電力取引所の「業務を適正かつ確実に実施する上で適当なもの」に適合する**と考えられるため、**経済産業大臣からの意見照会**について、**問題ない旨回答**することとした。

## 業務規程の必要的記載事項（施行規則132条の6）

業務規程の必要的記載事項（施行規則132条の6）	審査が必要な項目	審査結果
市場開設業務を行う時間及び休日に関する事項		
市場開設業務を行う事務所の所在地		
売買取引を行うことができる者の資格及びその審査の方法に関する事項		
卸電力取引市場の種類に関する事項		
売買取引の方法に関する事項	✓	値差清算について当年度の市場間値差収益を原資とすること・法律番号追記の整備に伴う改定
売買取引の決済に関する事項	✓	同上
売買取引の手数料に関する事項		
債務の履行を担保するために預託する金銭を徴収する場合には、当該金銭の徴収及びその管理の方法に関する事項・翌日市場において地域ごとに取引価格を算定する方法に関する事項	✓	値差清算について当年度の市場間値差収益を原資とすることに伴う改定
翌日市場における地域間の売買取引の決済に係る収入及びその決済に要する費用の管理に関する事項	✓	同上
売買取引において、不正な行為が行われ、又は不当な価格が形成されている場合における当該売買取引の制限その他の売買取引の公正を確保するために必要な措置に関する事項		
市場開設業務の実施体制に関する事項		
卸電力取引市場の監視の方法に関する事項		
取引参加者に対する処分に関する事項		
売買取引の実施方法に関する取引参加者からの助言又は意見の聴取に関する事項		
前各号に掲げるもののほか、市場開設業務の実施に関し必要な事項		